

平成 28 年 10 月 27 日
株式会社筑邦銀行

生命保険代理店手数料の開示等について

株式会社筑邦銀行（頭取：佐藤清一郎）は、平成 28 年 11 月から下記のとおり「代理店手数料」および「代理店手数料の受領方法の変更」を行いますので、お知らせいたします。

記

1 代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約※1）の代理店手数料について保険会社の同意を前提として開示いたします。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえでより多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することといたしました。

※1 金融商品取引法の行為規制の一部が準用される市場リスクを有する生命保険商品。
具体的には変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

2 代理店手数料の受領方法の変更

当行が受け取る代理店手数料について、保険会社各社と同意できた商品から順次、契約時に一括して受領する方法から、販売手数料※2 と継続手数料※3 に分けて受領する方法に変更いたします。

※2 募集時のコンサルティングの対価として販売額に応じて保険会社から受領する手数料

※3 アフターフォロー等の対価として契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料

以 上